

オーストラリア保育・幼児教育(Educare)事情

生駒 奈緒

はじめに

私は一九九九年二月から、二〇〇三年の三月までの四年間をメルボルン大学教育学部幼児教育学科で保育・幼児教育に関する基礎的な発達面からカリキュラムの組み方、経営法やリーダーシップのとり方などを学び、半年

間はフィンランドへメルボルンからの交換留学生としていき、実習も含め勉強した。今回OMEP世界大会に参加し、保育・幼児教育に携わるプロが、様々な形で同じ目的において貢献するという高尚な意識を感じ、とても感動した。そのことを踏まえ、全体的なオーストラリアの保育・幼児教育に関する施設の種類とその歴史的流

れを簡潔に紹介する。

施設の種類

乳幼児関連施設はニーズに合わせて次々と誕生した。いりやは代表的なものを挙げる。

- ◎ Long Day Care Centres—就学前までの子ども対象。最低一年に四十八週、週に五日、一日のうち八時間開設しなければならない。
- ◎ Preschool—Kindergarten/Preprimary—いわれる。三～五歳対象で、大概、九時～三時で、午後と分かれている。学校の学期に合わせて開設。
- ◎ Family Day Care—在宅保育。○～十二歳対象。
- ◎ Outside School Hours Care—学校時間外保育。五～十二歳児対象。授業前後／学期休暇中に活動を提供。
- ◎ Occasional Care Centres—短期間、定期／不定期的に保育を行う。

保育・幼児教育の歴史的流れ

十九世紀、学校の多くは宗教団体によって設立された。一八三四年、Public Education Act (公共教育条例) が譲渡され、州が子供への教育の義務を負うよう

- ◎ Mobile Children's Services—移動教育／保育。都市部から離れた地域の子どもたちに教育と保育の場を提供。内容は地域のニーズに応じて異なる。
- ◎ Playgroups—就学前の子どもを対象。保護者が参加するケースが多い。

になつた。第二次世界大戦中は、戦争生産業で働く女性の為に社会的に乳幼児関連施設が必要となり、政府の積極的な補助があつた。保育施設はその頃、経済的に困難な状態にある家庭を対象としていたが、戦後は中流階級の女性達がそういつた施設の必要性を訴えた。当時、政府の保育施設に対する責任感はまだ薄く補助の内容も学校に対するもの比にも値しなかつた。しかし一九七〇年には乳幼児施設は需要に間に合わず、その後は次々と乳幼児関連施設ができた。施設の増加と子どもの施設で過ごす時間の伸びに伴い、社会の関心は質の高い保育・幼児教育内容となつた。

保育・幼児教育の現状

一九九七年に四歳以下の子どもを持つ母親の過半数は就労している。Organization for Economic Co-operation and Development (2004) の「100年の報告書」には女性の出産年齢が遅くなり、少子化傾向だ、と記

されている。保育・幼児教育界が抱えている問題では、スタッフの社会的地位・給料の低さ、ストレスによる現場での入れ替わりの激しさ、スタッフ不足などが挙げられる。義務教育への移行を考慮したカリキュラム（幼児教育からの引き伸ばしVS義務教育からの引き伸ばし）も課題である。

QI&AS 就学前の子どもを対象とした施設は規定を満たせば認可を受ける。それとは別に、Quality Improvement And Accreditation System (QI&AS) (質改善公認システム) を一九九四年に「Long Day Care」対象に発足。米国のNational Association for the Education of Young Children (NAEYC) と Harms and Clifford Early Childhood Education Rating Scale (ECEERS) に倣ってやめたりのシステムは、近年の幼児の学習と発達においての研究に基づいている。各施設が政府の助成金受諾対象になるにはこの公認システムの認証が必要となる。公認された施設を利用する者は

Childcare Benefit (保育手当) 受領対象にもなる。保育の質を決める十項目は、

1. Relationship with Children (子との関わり)
2. Respect for Children (子に対する尊重)
3. Partnership with Families (家族との提携)
4. Staff Interactions (スタッフ同士の関わり)
5. Planning and Evaluation (指導案と分析)
6. Learning and Development (伸びと発達)
7. Protective care (保護保育)
8. Health (健康)
9. Safety (安全性)
10. Managing to support quality (質を保つ為の管理)

項目(1)～(10)は、Principles (基本方針) は、達成の為の具体的な実施基準を設定して、(National Childcare Accreditation Council Inc. 2004.)^o 定義する。

”様々な年齢の子に応じたエデュケアを提供する

子ども、家族、幼児教育関連施設に貢献する

プロの一員である

団体の一員である

リーダー且つマネージャーである

財政管理者である

コミュニケーターである”

ECA Code of Ethics ECA Code of Ethicsは、幼児教育に携わる（直接的・間接的）全ての者を対象に、道義規律と行動指針を示す。歴史、政治経済などの変化は幼児



保育・幼児教育者は責任や職務価値に関する矛盾に直面する」と多々ある。ECA Code of Ethicsはアプローチ

て取るべき行動、直面する倫理的問題を解決はせずとも、手引きとなる行動指針が示されている。序章には次のいじ事が記されている。

「この規律の遵守に際し、以下の事を約束する必要性がある。

- 各子どもの幸福に基本的重點を置く
- 各人間の獨特性を認める
- 乳幼児にとって主な影響をもたらすのは家族なので、子どものニーズを家族、文化的背景を踏まえて考慮する
- 個人の成長にとって自尊心がもたらす極めて重要な影響を考慮する
- 正しい知識、研究、理論に基づくと共に、その限界と不明確さを認知し、活動する
- 全ての子どもの家族がもつ質の高いサービスへの権利を満たす。(Early Childhood Australia, 1990)」

■おとむ

歴史、政治、文化的影響を受け保育・幼児教育は現在に至る。現状が過去の問題に対する取り組みの結果であるなら、建設的で積極的な姿勢が私達の望む未来には必要だ。

(キッズスクウェア六本木ビルズ・

OME日本委員会会員)

引用・参考文献および資料

1. Arthur, L., Beecher, B., Dockett, S., Farmer, S. & Death, E.: "Programming and Planning in the Early Childhood Settings" Sydney: Harcourt Brace, 1996.
2. Early Childhood Australia, 2004. (On-line)
3. Organisation for Economic Co-operation and Development: "Early Childhood Education and Care-Background Report-Australia" 2001. (On-line)